

## 大分県マスコットキャラクター「めじろん」 デザイン等の使用に関するQ & A

平成28年7月22日  
企画振興部広報広聴課

**Q 1** 申請してからどのくらいで承認されますか。

A 1 申請受付から承認まで2週間程度かかりますので、期間に余裕をもって申請してください。

**Q 2** デザインの画像はどのような形で入手できますか。

A 2 デザイン等使用申請書を提出後、イラストデータ一覧をご覧頂き、使用したいイラスト名をメールでご連絡ください。

データ形式は、gif形式とai形式の2種類あります。

メールアドレス：[a10400@pref.oita.lg.jp](mailto:a10400@pref.oita.lg.jp)

**Q 3** めじろんのデザインをどの程度変更できますか。例えばめじろんに自社商品を持たせたりすることはできますか。

A 3 著作権は大分県にあります。著作権（無断でデザインを改変されない権利）は原作者（制作者）が保持しています。

ポーズ等の変更は可能ですが、体の色の変更やはちまきをとる等のめじろんのデザイン自体の変更は認めていません。

また、めじろんが特定の商品を公認していると誤解されるようなデザイン（自社商品を持つ等）に変更することはできません。

詳しくは「めじろん色指定と禁止事項」をご確認ください。

**Q 4** めじろんの名称を商品名に使いたいのですが。

A 4 「めじろん」の名称は、県が商標登録を取得しています。名称として使用する場合もデザイン使用と同等の取扱いとします。

**Q 5** 小売店で許可を得ていなくても、めじろんの商品を仕入れて販売することができますか。

A 5 販売する商品が、製造者（委託製造の場合は委託者）によって大分県の承認を得

たものであれば、販売することが可能です。

**Q 6 県の承認を得ている商品かどうかはどうやって判断しますか。**

A 6 マスコットに付されている承認番号、または製造業者等をお知らせいただければ確認できます。

**Q 7 急ぎ承認が欲しい場合、先にメールやFAXで申請内容を確認してもらうことはできますか。**

A 7 先にメールや FAX で申請内容を確認することは可能ですが、申請書の原本は必ず郵送するか、広報広聴課まで持参してください。  
申請書原本到着後の承認となります。

**Q 8 申請書の押印にはどの印鑑を使用すれば良いですか。**

A 8 会社や団体の場合は代表者印、個人の場合は私印（シャチハタは不可）を押印して下さい。